

平成 30 年 7 月 9 日

〒«郵便番号»

«自宅住所»

«個人名» 様

埼玉県医師国民健康保険組合

マイナンバー制度関連のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より組合の運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、平成 30 年 7 月から皆様のマイナンバーを用いた情報連携において、地方税情報等の情報照会が可能になります。

それに伴い、今後、高齢受給者証、限度額認定証、高額療養費の支給などで所得情報の添付書類を省略することが可能になります。

また、国保組合に数年ごとの実施が課せられている所得調査などでも活用させていただくことを予定しております。

つきましては、今後数か月は、情報照会における事務処理の確認作業のため並行運用を予定しておりますので、所得情報の添付書類が必要な場合がありますが、情報照会の適切な運用の確認が取れましたら、所得情報の添付書類を省略させていただきます。

当組合としましては、法令及び安全管理措置の実施に基づき作成した規程等を遵守し、マイナンバーを含む重要な情報の取扱いに十分留意し、皆様に迷惑となることはございませんのでご了承のほどお願いいたします。

皆様のご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。